

社会福祉法人 桂・川島児童センター

評議員並びに役員等の報酬及び費用弁償に関する規定

(趣 旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人桂・川島児童センター定款（以下「定款」という）第8条並びに第21条に基づき、社会福祉法人桂・川島児童センター（以下「法人」という）の評議員並びに役員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 定款第8条に規定する評議員の報酬の額並びに定款21条に規定する理事及び監事の報酬の額は、評議員会・理事会に出席した場合、1回3,000円とする。

(費用弁償の額)

第3条 法人役員等が、職務を行うために出張した場合の旅費については、旅費規程を準用する。

(委 任)

第4条 この規定に定めるもののほか、法人役員等の費用弁償に関し必要な事項は理事長が次のように定める。

- (1) 事務局会議等に出席の場合1回3,000円

附 則 この規定は、平成29年4月1日から執行する。